

諮問第 1237 号
令和 5 年 10 月 2 日

情報通信審議会
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣 鈴木 淳司

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

I P 網への移行後の音声接続料の在り方

諮問第 1237 号

I P 網への移行後の音声接続料の在り方

1 諮問理由

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）が提供する加入電話については、公衆交換電話網（以下「PSTN」という。）の設備（中継交換機・信号交換機）が、令和7年頃に維持限界を迎える中で、令和4年度以降、PSTNからI P 網へ疎通ルートの切替えが進められている。

情報通信審議会答申「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（令和3年9月）では、I P 網への移行後の音声接続料について、「I P 網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下で、メタルI P 電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当」とされたところである。

また、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号）の施行（令和3年4月1日）を受けて、NTT東日本・西日本は、ワイヤレス固定電話の提供開始を令和5年度第4四半期以降に予定している。情報通信審議会答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」（令和4年9月）では、「電話網のI P 網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルI P 電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当」とされたところであり、これらを踏まえ、具体的な算定方法について検討を行う必要がある。

以上により、I P 網への移行後（令和7年1月以降）の音声接続料の在り方について、諮問するものである。

2 答申を希望する事項

I P 網への移行後の音声接続料の在り方

3 答申を希望する時期

令和6年5月目途

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。